

第86回 接続政策委員会

「ビル&キープ方式の原則化」に係る移行期間及び移行期間における音声接続料の算定方法に関する当社の考え

2026年10月27日

はじめに

- 当社は、維持・縮退フェーズにある音声通話市場における規制対応コスト・運用コストを削減し、業界全体としての効率化を公平に進めていく観点、また、着信網の独占性(着信ボトルネック)に起因した着信接続料の高止まりを抑止する観点から、全事業者で一律(同時期に採用)・公平(事業者ごとの採用有無に差異なし)にビル&キープ方式を採用することが最適と考えます。
- 一方で、ビル&キープ方式の原則化は、指定事業者・非指定事業者を問わず、音声接続に係る接続料の請求権を放棄させるという強い規制を設けるものであり、ビル&キープ方式を「円滑に」導入していくためには、現状で原則化に反対する事業者も含め、事業者間でのコンセンサスをより丁寧に形成していくことに加え、(最後まで反対を貫く事業者も含め)全事業者一律・公平な導入を担保するための強制力を持った法制度の整備がなされることが重要であると考えます。
- こういった事業者間のコンセンサス形成や法制度の整備がなされることを前提として、今回論点提示いただいた「ビル&キープ方式の原則化に係る移行期間及び移行期間における音声接続料の算定方法」について、当社の考えを説明いたします。

1. ビル&キープ方式の原則化時期・移行期間について(1/3)

- ビル&キープ方式への移行期間については、①法制度の整備、②ビジネスモデルや料金戦略の見直し、③精算システムの改修、④接続約款・接続協定の変更、⑤利用者料金を変更する場合の利用者への周知に、それぞれ一定の期間を要することから、移行には相応の期間が必要と考えます。
- 原則化の実施時期については、全事業者一律・公平にビル&キープ方式が「円滑に」導入されるよう、各事業者において必要となる対応内容及びその所要期間を確認した上で、これまで接続政策委員会等で示されてきた懸念事項も踏まえつつ、十分に議論を深め、事業者間でのコンセンサスを丁寧に形成した上で決定されることが重要と考えます。

項目	当社の考え
①法制度の整備	- ビル&キープ方式の原則化は、指定事業者・非指定事業者を問わず、音声接続に係る接続料の請求権を放棄させるという強い規制を設けるものであり、ビル&キープ方式を「円滑に」導入していくためには、現状で原則化に反対する事業者も含め、事業者間でのコンセンサスをより丁寧に形成していくことに加え、(最後まで反対を貫く事業者も含め)全事業者一律・公平な導入を担保するための強制力を持った法制度の整備がなされることが重要と考えます。 - 具体的には、この制度を共通のルールとして公平に適用し、その履行の実効性を担保するためには、法的拘束力及び規律の明確性が担保されるよう、事業法において措置いただくことが必要と考えます。これにより、ビル&キープ方式の原則化に沿って対応を行う事業者のみが不利益を被ることがないように、制度の実効性を確実に担保いただくことがビル&キープ方式の原則化の前提条件であると考えます。
②ビジネスモデルや料金戦略の見直し	- ビル&キープ方式は、発側事業者(料金設定事業者)が、トラヒックに応じて着信網のコストを接続料で負担し、そのコストをユーザからの通話料で回収する現行のビジネスモデルについて、トラヒックの多寡に関わらず各事業者が自社網コストを全て負担することとし、接続料の精算を行うことなく、そのコストをユーザからの通話料により回収するビジネスモデルへとドラスティックに変更するものです。 - このビジネスモデルの変更は、音声サービスにおける収益構造に大きく影響を与えることから、当社としては、原則化の適用時期における市場動向や競争環境等を総合的に勘案しつつ、利用者向けの料金体系やサービスメニュー等も見直しについても検討する必要があり、その検討には一定の期間を要するものと考えます。

1. ビル&キープ方式の原則化時期・移行期間について(2/3)

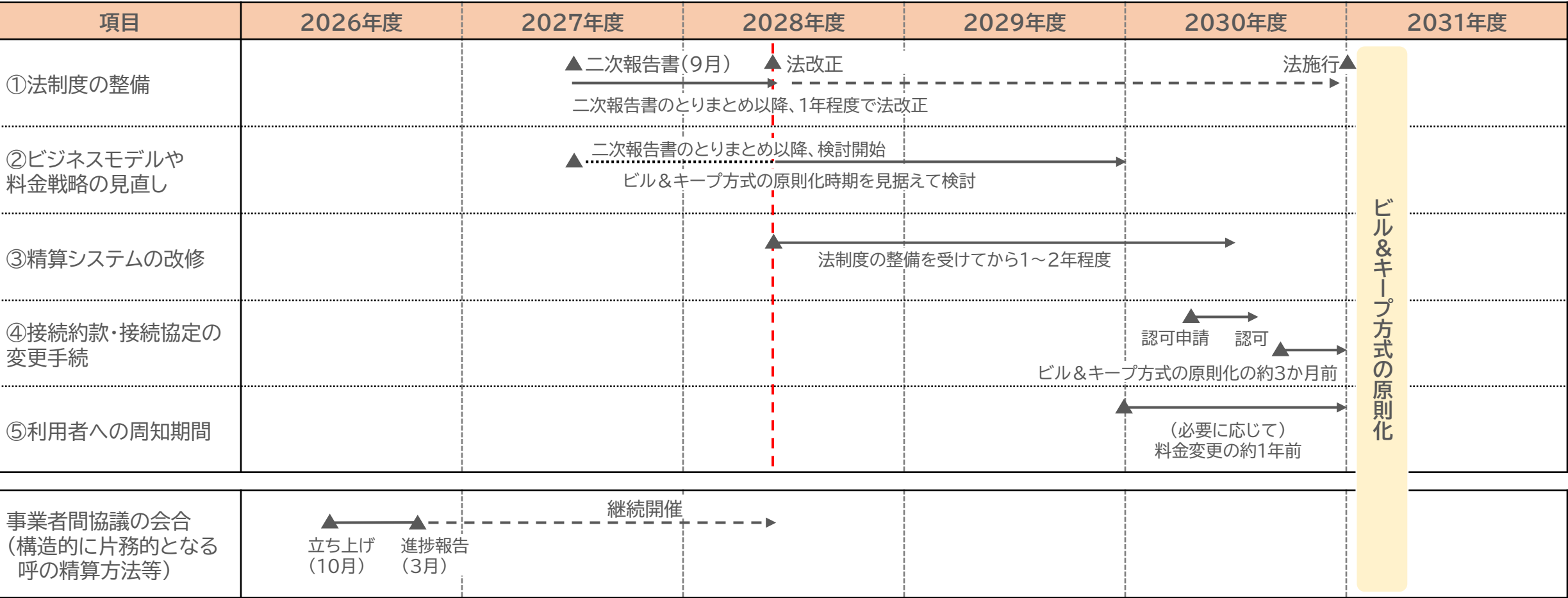


項目	当社の考え
③精算システムの改修	● 全事業者で一律・公平にビル&キープ方式を導入した場合、<u>現行の接続料精算システムは不要となることが望ましいと考えております。</u> ● 一方で、ビル&キープ方式の対象外となる片務呼の精算方法によっては、システム改修が必要となる可能性があるところ、その精算方法については今後事業者会合で議論されるため、現時点で改修の要否や必要期間を具体的に見通すことは困難ですが、これまでのシステム改修の実績等を踏まえれば、<u>1～2年程度の期間を要する</u>と想定しています。 ● 当社としては、規制対応・運用コストを最小化する観点から、<u>可能な限りシステム改修を必要としない簡便な精算方法(例えば、コストを要するトラヒックごとの精算ではなく、トラヒックによらない定額やレベニューシェア等の精算方式等)とすることが適当</u>と考えます。
④接続約款・接続協定の変更手続	● 接続協定の変更に先立ち、関係法令の整備を踏まえた接続約款の変更が必要となりますが、認可申請から認可までの手続には<u>3か月程度の期間を要する</u>と考えます。 ● その上で、片務呼の取扱い、変更対象となる協定の範囲及び変更内容等が整理されていることを前提として、各事業者との接続協定の変更手続にも<u>3か月程度の期間を要する</u>と考えます。
⑤利用者への周知期間	● ビル&キープ方式の原則化に伴い、利用者料金を変更する場合には、利用者への適切な周知を行う必要があり、周知内容の検討や準備、実際の利用者への周知期間を含めると、<u>1年程度の期間を要する</u>と考えます。

1. ビル&キープ方式の原則化時期・移行期間について(3/3)

ビル&キープ方式の原則化に向けたスケジュールイメージ

- 以上の課題を踏まえたビル&キープ方式の原則化に向けた移行期間のスケジュールイメージは以下のとおりであり、①～⑤のプロセスに必要な期間を踏まえると、原則化の時期は、順調に各プロセスが進捗した前提で2031年度頃になるものと想定しています。



2. 激変緩和措置の必要性・手法について(1/2)

ビル&キープ方式の原則化にあたり、移行期間を設けて段階的に接続料を引き下げていく「激変緩和措置」を導入するとした場合には、以下のとおり、制度的な観点、規制・運用コスト等の観点、事業者への影響の観点で多くの問題が生じることとなります。

そのため、ビル&キープ方式を原則化する際には、「激変緩和措置」を導入するべきではなく、あらかじめ定めた時期から、対象となる全ての通話について、全事業者が一律・公平に導入することが不可欠であると考えます。

■ 制度的な観点

- ビル&キープ方式は、発側事業者(料金設定事業者)が、トラヒックに応じて着信網のコストを接続料で負担し、そのコストをユーザからの通話料で回収する現行の費用負担・回収モデル(現行制度)の延長線上にあるものではなく、トラヒックの多寡に関わらず各事業者が自社網コストを全て負担することとし、接続料の精算を行うことなく、そのコストをユーザからの通話料により回収するモデルへとドラスティックに変革するものであることから、制度的趣旨の観点から、現行制度とビル&キープ方式との間で「激変緩和」を採用することは中間解としてなじまないこと。

■ 規制・運用コスト等の観点

- 「激変緩和措置」を導入するには、具体的な内容や実現方法の検討に相当の期間を要することに加え、激変緩和対象呼と激変緩和対象外呼が混在することになり、運用が非常に煩雑になることも想定される等、縮小する音声通話市場において、行政・事業者の規制・運用コストを増大させることにつながること。
- 仮に「激変緩和措置」を導入するのであれば、全事業者一律・公平にビル&キープ方式を実現するという目的に照らし、非指定事業者の接続料も含めて措置の導入が確実に担保されるための規律を設けることが必須と考えるが、ビル&キープ方式の原則化時期(「遅くとも2031年度目途」に開始)に先行して、そのような法制度の整備を行い、かつ各社が激変緩和措置を踏まえたビジネスモデルの検討や精算システム等の対応を行うことは、期間的に困難と想定されること。

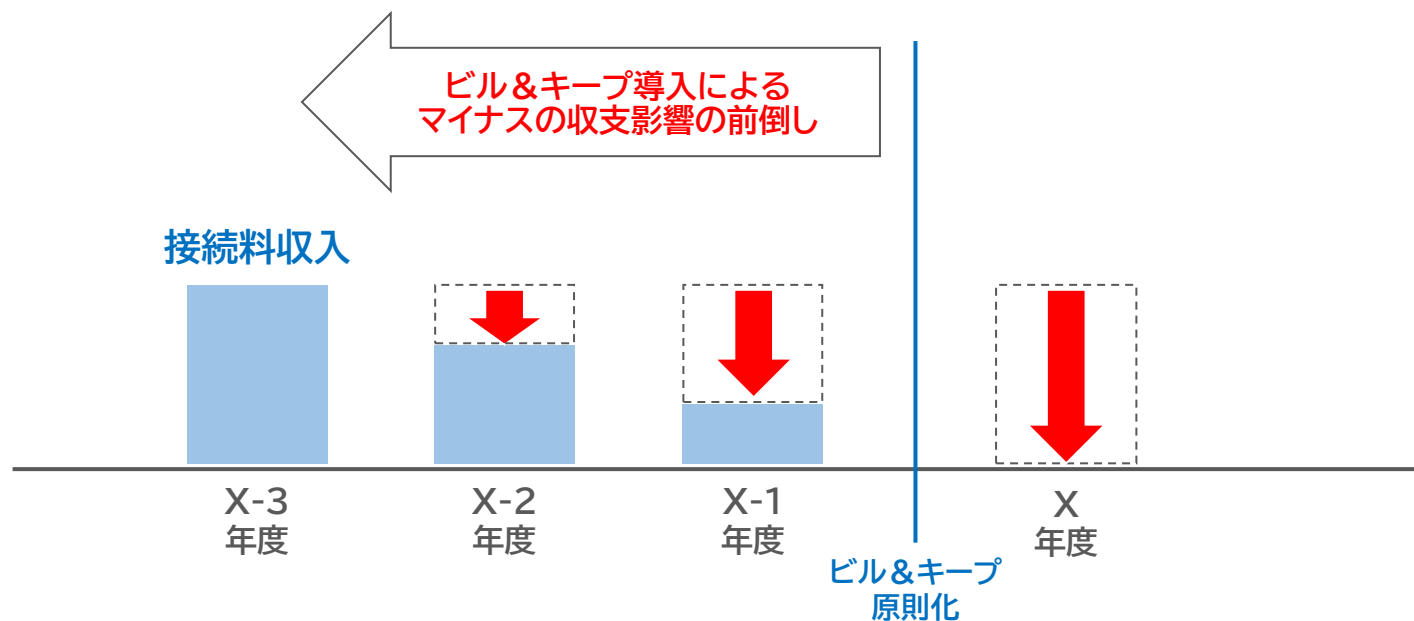
2. 激変緩和措置の必要性・手法について(2/2)

■ 事業者への影響の観点

- 「激変緩和措置」が、着信が多く、ビル&キープ方式導入によるマイナスの収支影響(受取接続料と支払接続料の差分)が大きい事業者の事業継続性への配慮を目的としたものであるなら、現在検討されている激変緩和措置は当該事業者に対してマイナスの収支影響を早期から段階的に発生・拡大させるものとなり、かえって当該事業者の事業継続性を阻害することにもつながりかねないこと。

現在検討されている激変緩和措置のイメージ

ビル&キープ方式の原則化年度(X年度)を決定した上で、現状から原則化年度までの移行期間において、順次接続料を逡減させていくもの



3. ビル&キープ方式の原則化までの音声接続料の算定方法について(1/2)

- 接続料の原則は実際に要したコストの適正な回収であり、これまでも申し上げてきたとおり、LRIC方式は既にその役割を終えていることから、ビル&キープ方式の導入有無によらず、ただちに廃止して実績原価方式に移行すべきと考えています。それにより、当社は適正なコスト回収が可能となり、加入電話の安定的な提供に資するものと考えています。

(LRIC方式を廃止すべき理由)

- ✓ 音声通話は、固定電話からモバイル、さらにはLINE、Teamsといった通信アプリ等、新たなコミュニケーションツールにシフトしており、利用者はこうした多様なサービス・ツールから通信手段を選択している状況であることから、LRIC方式を導入する上での前提とされた音声通話市場における加入電話の独占性はもはや存在しないこと。
- ✓ 加入電話の利用はLRIC方式導入時と比較して▲97%(通話時間)減少し、今後も減少傾向が継続すると見込まれている状況であり、加入電話の市場は顧客獲得を事業者間で競う「競争フェーズ」から、サービスをコストミニмумかつ安定的に提供していく「維持・縮退フェーズ」に移行していることや、IP網への移行完了(2025年1月)により中継電話におけるマイライン競争は終了していることから、中継電話市場の競争促進を図るという目的で導入されたLRIC方式は、その役割を終えていること。
- ✓ また、IP網への移行完了により、事業者間の接続形態はシンプルな発着2社間の直接接続になり、当社を含む各社は、お互いに着信網の接続料を負担した上で発信呼の料金設定を行う対称・対等な関係となったため、当社のみLRIC方式を適用するといった非対称規制を課す必要性はなくなっていること。
- ✓ 当社から『今後の固定電話サービスについて(2025年9月29日)』で公表したとおり、加入電話は利用の減少や老朽化した設備の維持限界により、2035年頃までにはサービスレベルの維持が困難となる状況を迎えており、2035年頃までの間、いかにコストミニмумかつ安定的にサービスを提供していくかという「維持・縮退フェーズ」においては、「現時点で利用可能な最も低廉で最も効率的な設備と技術を利用する」というLRIC方式の適用による非効率性の排除は現実的ではなく、実態と乖離していること(ベンチマークとして機能しない)。
- ✓ 当社は、LRIC方式導入からの26年間(2000年度～2025年度)において、実際費用と比較して累計▲8,385億円の未回収額を負担してきたところ、今後も加入電話の赤字拡大が見込まれる中で、2035年頃までの代替サービスへの移行期間においても、老朽化した設備の保全・更改対応や災害対策等に必要な体制維持・構築等により、加入電話の安定的な提供を維持し、利用者が安心・安全にサービスを利用できる環境を確保し続けるためには、実際に生じたコストが回収可能となることが必要不可欠であること。

3. ビル&キープ方式の原則化までの音声接続料の算定方法について(2/2)

- LRIC方式を残すことにより、コスト削減インセンティブを働かせるべきというご意見について、当社は需要減が続くメタル収容装置(従前の交換機等固定電話設備)の維持・運営において、株主やステークホルダーの負託に応える企業における当然の経営努力として、常に効率化・コスト低減の取組みを進めているところであり、大幅な需要減(2000年度から2024年度で通信時間は▲97%減、今後もこの傾向は継続)による収入減が続く中、LRIC方式の有無によらず、当社としてコスト削減を行わないインセンティブはありません。
- 当社としては、こういった大幅な需要減による収入減の中で経営を維持し、安定的なサービス提供を継続するため、これまで以下のような設備効率化の取組みを実施し、メタル収容装置(従前の交換機等固定電話設備)の維持・運営において、2000年度から直近2025年度までの25年間で▲92.0%(▲約1.2兆円)のコスト低減を実現【別紙1】しています。
(PSTNモデルの適用期間(2000年度～2024年度)のモデルコスト低減率▲87.6%と同等以上の低減)
- また、今後においてもこれまでと同様に、メタル収容装置等の効率化・コスト低減を推進していく考えです。
- 実績原価方式への移行にあたっては、こうした今後の効率化・コスト低減を担保するため、LRIC方式からの移行に伴う特例的措置として、実績原価年度(例えば2028年度から実績原価方式に移行する場合、2026年度実績原価)と適用年度(2028年度適用接続料)の差分である2年分の効率化・コスト低減を先取りし、実績原価に一定の効率化率(例えば、将来原価算定時の効率化率▲3%/年×2年間=▲6%)を織り込んだ上で接続料を設定するといった案も採り得ると思えます。

<これまでのメタル収容装置等の効率化・コスト低減の取組み(今後も同様に推進)>

- 維持限界を迎えた旧設備をより収容効率の高い新設備へ更改(～2015年度)
- 契約者数の減少に合わせた契約者の片寄せ・収容替えにより、設備数の削減・収容効率の向上※1やそれに合わせた保守拠点の集約を推進
- 設備集約等により撤去した設備※2を保守部材に転用することで、新たに設備を調達することなくサービス提供を維持
- 保守業務に関するスキル・ノウハウの蓄積、デジタルツール活用や直営社員による内製化を推進

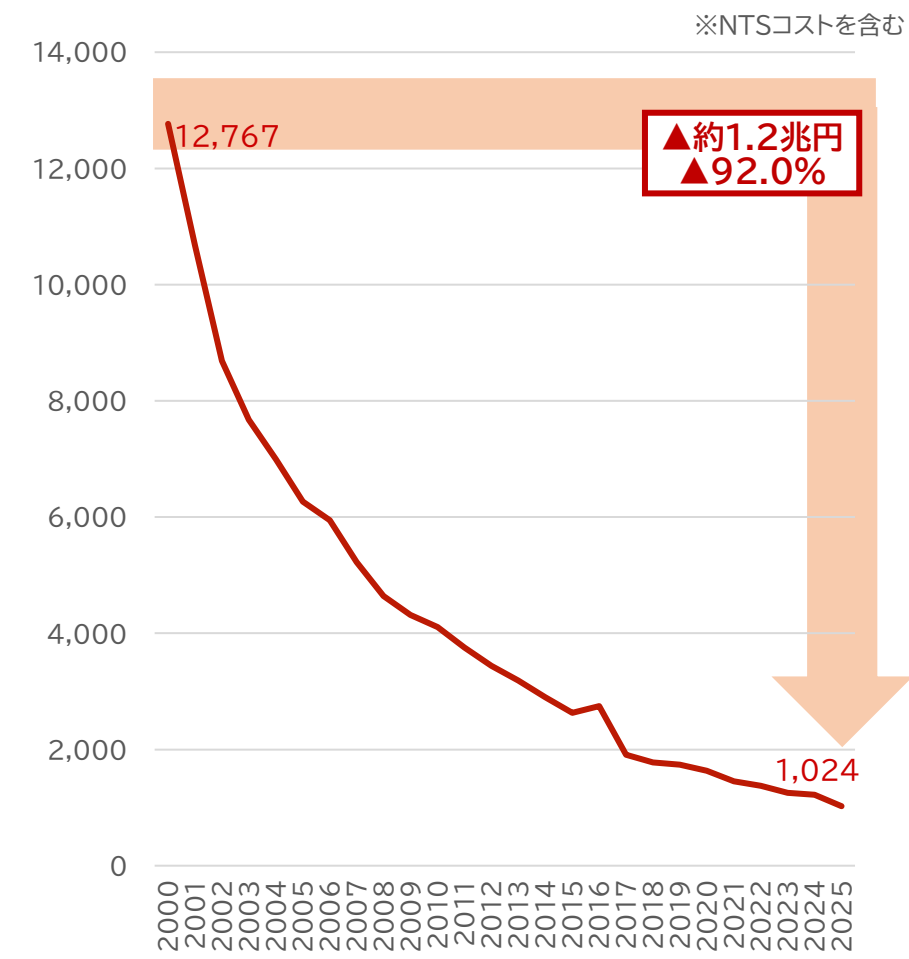
※1 既に3～4割程度の収容ビルにおいて、固定電話設備は最小限の設備量まで集約済み

※2 契約者数の減に伴って設備集約をした加入者交換機や、PSTNマイグレーションにより役目を終えた中継交換機等

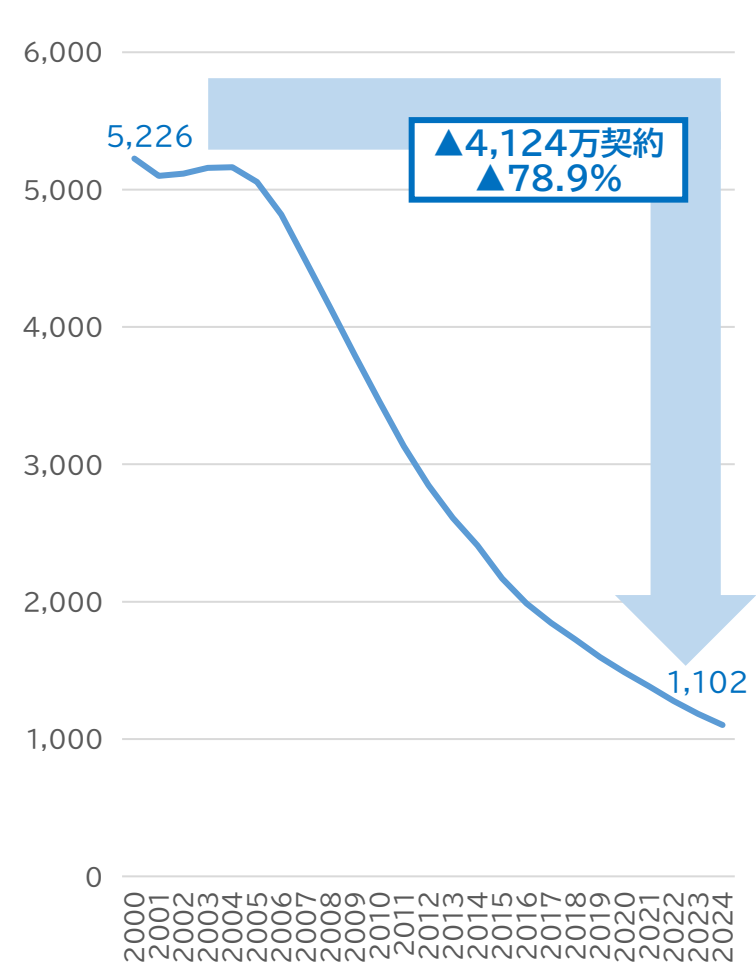
【別紙1】 固定電話設備に係る実際費用の推移

• 需要の減少が続く交換機等固定電話設備については、2000年度から直近2025年度までの25年間で▲92.0%(▲約1.2兆円)のコスト低減を実現しています。今後においても、これまでと同様に交換機等固定電話設備の効率化・コスト低減を推進していく考えです。

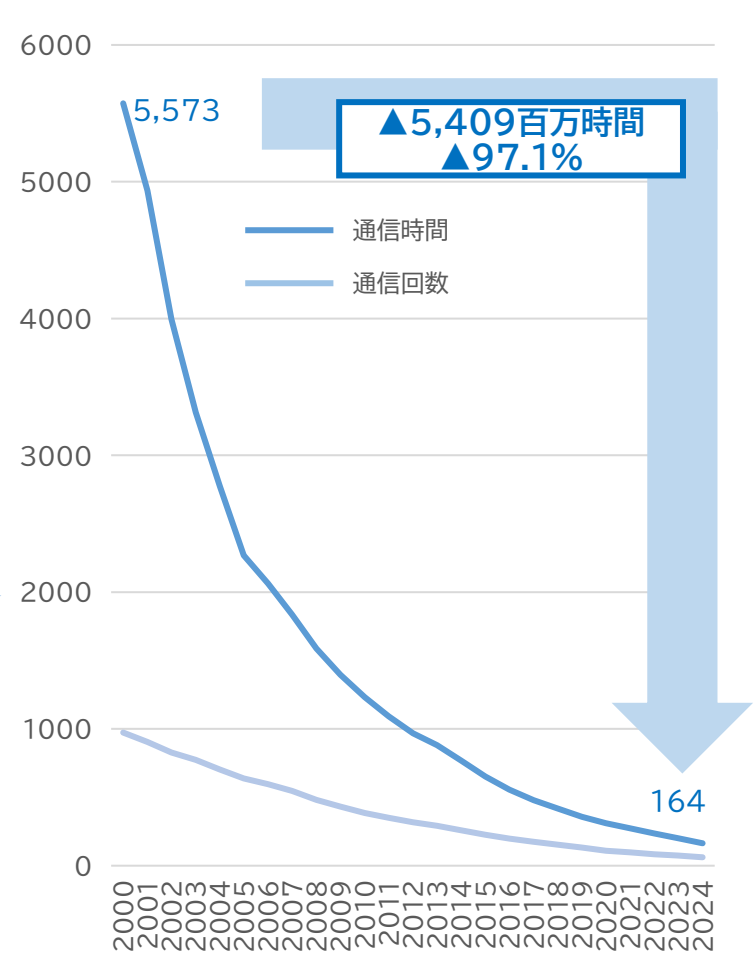
固定電話設備に係る実際費用(億円)



【参考】 加入電話 契約者数(万契約)



【参考】 加入電話 トラヒック(億回数・百万時間)



4. ビル&キープ方式を原則化した場合のLRIC方式に代わるベンチマークの在り方について



項目	当社の考え
具体的なケースの整理の必要性やその進め方	● ビル&キープ方式が原則化された後に裁定の対象となる具体的なケースをあらかじめ想定することは現時点では困難であることから、<u>「案①今後具体的な課題が生じた場合に改めて整理する」に賛同</u>します。 ● なお、具体的な課題が生じた場合に整理を進める際には、業界全体における適切・公平なコスト負担の実現の観点で、料金設定の根拠に対する透明性を確保することが不可欠であり、非指定事業者の接続料の妥当性を検証するためには、少なくとも<u>需要(接続料の分母)、当該接続機能に係る資産・費用(接続料の分子)、分子・分母それぞれの妥当性を示す根拠(ユーザ数や接続機能のネットワーク構成図等)に関する情報が必要である</u>と考えます。 ● 仮にそれらの情報が示されない場合には、<u>第一種・第二種指定事業者の類似機能の接続料をベンチマークとすることが適当である</u>と考えます。
あらかじめケースを整理することによる弊害	● <u>あらかじめケースを整理することによる弊害は特段生じない</u>と考えます。